

最高裁判所 御中

### 岡口基一判事への懲戒処分決定に関する意見書

全国青年司法書士協議会

会長 石川 亮

東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

e-mail info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2,600名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。当協議会は裁判官分限法に基づき東京高等裁判所が岡口基一判事に対し懲戒を申し立てたことを受け、下記のとおり意見を述べる。

#### 意見の趣旨

1. 岡口基一判事への戒告処分決定に対し、強く抗議する。
2. 裁判官にも表現の自由を始めとする市民的自由を享受できるよう求める。

#### 意見の理由

##### 1. はじめに

最高裁判所は、平成30年10月17日、東京高等裁判所判事である岡口基一氏（以下「岡口判事」という）に対する、東京高等裁判所の懲戒申立（以下「本件懲戒申立て」という）に対し、『「公園に放置されていた犬を保護し育てていたら、3か月くらい経って、もとの飼い主が名乗りでてきて、「返してください」、「え？あなた？この犬を捨てたんでしょ？3か月も放置しておきなから・・・」「裁判の結果は・・・』との記載と、報道記事へのURLを引用したツイート（以下「本件ツイート」という）が、裁判所法第49条所定の「品位を辱める行状」に該当するとして、戒告処分する旨の決定（以下「本件戒告処分決定」という）を下した。

しかし、以下で述べるとおり、本件懲戒決定は、憲法で保障する表現の自由も、裁判の基本である手続保障も軽視した、ずさんな内容であった。

## 2. 本件戒告処分決定の問題点

### (1) 懲戒権の濫用という点について

本件戒告決定は、「本件申立てが、被申立人にツイッターにおける投稿をやめさせる手段として、あるいは被申立人がツイッターにおける投稿をやめることを誓約しなかったことを理由にされた不当なものということとはできない」としている。

しかし、本件懲戒申立ては、岡口判事に対しツイッターによる表現行為そのものを止めさせることを目的としていたものと考えざるを得ない。平成30年6月19日付にて岡口判事が提出した陳述書や、平成30年7月4日付にて東京高等裁判所が提出した報告書によれば、東京高等裁判所長官及び同事務局長が岡口判事に対して、「ツイートを止める気はないのか」、「ツイートを続けるということであれば、それを前提にして分限裁判を検討せざるを得ない」などと述べたことが明らかになっている。

裁判官に対する懲戒は、一般の公務員に対する懲戒と同様、その実質においては裁判官に対する行政処分の性質を有するものである。しかし、司法内部における干渉・圧力を排し、公正を担保するため、裁判手続きによらなければならないとされている。このような趣旨に鑑みれば、懲戒手続全体において、「かりそめにもある種の行政目的ないしは行政的考慮からの懲戒の必要が先行し懲戒原因である行為に関する事実面及び法律面の検討が不十分であったのではないかとの批判を招くことのないよう、懲戒原因である行為について冷静かつ慎重な検討が加えられるべきものである」（最大判平成13年3月30日における金谷利廣裁判官の反対意見、判タ1071号99頁）

ところが、本件懲戒申立ては、後述するように、裁判官分限法第7条に定める申立事由を立証する証拠の提示もなく、更に裁判所法第49条の複数の懲戒事由のうち、いずれを根拠としているのかを示すことなく行われた。更に、決定に至る裁判手続きはずさんであり、最高裁判所は、本件ツイートのみでは、懲戒処分に相当しないと考えつつも、処分するという目的のために、手続保障を無視し、詳細な検討を避けて、敢えて過去の行為を含めた判断を行っていると考えざるを得ない。

以上の事実を鑑みれば、本件懲戒申立て及び本件懲戒処分決定は、岡口判事が勤務時間外に行っているツイッターでの表現行為を止めさせるために行われたパワーハラスメントの一環としてなされたと評価すべきであり、懲戒権の濫用と断じざるを得ない。このよう懲戒処分を認めることは、憲法が裁判官の独

立を担保するために、裁判官の身分を保障（憲法76条3項、78条等）した趣旨を没却させるものであり、断じて許されない。

（2）申立理由に無く、証拠調べに基づかない事実認定をした点について

裁判手続きにおいて、当事者の防御権を保障するための手続保障をすることは、人権保障の最後の砦である最高裁判所であるなら、当然考慮すべきである。ところが、申立の理由には「当該原告の感情を傷つけるもの」としか記載がされておらず、申立理由が曖昧なまま手続きを進めた。そして、本件戒告処分決定の理由は、申立書に記載は無く、申立書から読み込むことの出来ない、「裁判官が、その職務を行うについて、表面的かつ一方的な情報や理解のみに基づき判断をもって判断をするのではないかという疑念を国民に与えるとともに、・・・上記原告の訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すことで、当該原告の感情を傷つけるものであり、裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるものでもあるといわざるを得ない」というものであった。

裁判官分限法に基づく懲戒申立ては端緒に過ぎず、職権で事実を探知するものだとしても（裁判官の分限事件手続規則7条、非訟法49条1項）、手続の追行に重要な変更を生じ得るものに該当することから、不意打ちを防止するために、当事者に通知すべきであった（非訟法52条）。しかも、事実は証拠により認定すべきであるところ（同53条1項）、これらの事実は何らの証拠にも基づいていない。

従って、訴訟の基本構造を無視し、手続保障を欠いた、一方的な偏見に基づいた事実の断定をした不当な決定と考えざるを得ない。

（3）不合理な事実認定という点について

本件戒告処分決定は、本件ツイートが、「専ら上記訴訟の被告の言い分を要約して述べたにすぎないもの、あるいは上記報道記事の要約にすぎないものと理解されることとなるような記載はない上、上記報道記事にも本件ツイートで用いられたような表現は見当たらず、本件ツイートは、一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準とすれば、そのような訴訟を上記飼い主が提起すること自体が不当であると被申立人が考えていることを示すものと受け止めざるを得ない」と事実認定している。

ツイッターは、140字以内の投稿しか出来ないことから、表現を工夫し、少ない文字に情報を詰め込むと共に、報道記事への誘導をする場合には、どのような記事なのか、要約して記載することも通常行われていることである。そして、本件ツイートは、原告が「返してください」と述べた事への反論を会話

形式で行っているに過ぎず、岡口判事の考えを述べたものではなく、被告からの反論の要約であることは容易に認識できる。

ところが、本件戒告処分決定は、上記ツイッターの特性や表現の工夫などは一顧だにせず、何ら合理的な根拠も示さずに、上記事実認定を行った。そして、この事実認定の裏付けとして、一般の閲覧者では無い、原告である飼い主の抗議があったことを述べている。しかも、その原告ですら、訴え提起自体を不当だと感じたとは述べていなかったのであるから、裁判所の実事認定が不合理であることは明白である。

#### (4) 裁判所外への波及効果を軽視している点

今の日本社会は、表現の自由に関する国連特別報告者が来日して、日本の表現の自由の危機に警鐘を鳴らしていることから分かるように、日本の表現の自由は、国際社会から心配されるほど危機的状況にある。

このような日本社会において、本件戒告処分決定のような、ずさんな論理、特に補足意見にある「the last straw (麦わら一本)」の論理が広まれば、些細な発言を捉えた懲戒処分が当たり前に行われ、社会は今以上に発言を控えることになるだろう。それは、事実上、表現の自由の保障が無い世界になってしまう。

こうした影響を避けるために、そもそも曖昧な申立を認めるべきでは無かったし、少なくとも、申立事由を明確にさせ、裁判所が職権により得た事実を開示し、適切な証拠調べをするなど、当事者の手続保障が充実した審理を行い、表現の自由に配慮した決定理由を記載すべきであった。

### 3. 人権擁護の最後の砦にふさわしく、裁判官に市民的自由を

裁判官も私人として表現の自由を始めとする市民的自由を享受する。しかし、勤務時間外に行ったツイッターをやめさせるかのような本件戒告処分決定がされてしまう現状をみると、裁判官に市民的自由があるのか疑問に思わざるを得ない。しかも、本件戒告処分決定の手続保障を無視したその手法を見る限り、人権擁護の最後の砦である最高裁判所自らが、特定の行政目的があれば、個人の人権保障を軽視しても良いとお墨付きを与えてしまったことになり、司法に対する国民の期待と信頼を大きく裏切る結果となった。

過去の寺田事件判決において、河合伸一裁判官は、反対意見の中で以下の通り述べている。

「裁判官の職務は、事実を確定し、憲法以下の法令を適用して裁判をすることであるが、現代の複雑かつ変化を続ける社会においてこれを適切に行うためには、単に法律や先例の文面を追うのみでは足りないのであって、裁判官は、

裁判所の外の事象にも常に積極的な関心を絶やさず、広い視野をもってこれを理解し、高い識見を備える努力を続けなくてはならない。」

岡口判事の私的な表現行為は、河合伸一裁判官が示した裁判官像の1つの具現化である。岡口判事は、勤務時間外を利用して様々な情報媒体による情報発信すると共に、東京レインボープライドにも参加するなど、多種多様な価値観や立場を理解することに努めてきた。しかし、裁判所規律を重視する旧態依然とした意識の蔓延が、本件戒告決定に至らせたものと推察する。

最高裁判所は、司法に対する国民の期待と信頼に応え、また、人権擁護の最後の砦にふさわしく、一人一人の裁判官が表現の自由を始めとする市民的な自由を享受できるように、その意識を変革すべきであると考えている。

4. 以上で述べてきたように、本件戒告処分決定は、憲法で保障する表現の自由も、裁判の基本である手続保障も軽視した、ずさんな内容であった。しかも、裁判官の市民的自由への配慮も感じられない決定に対し、一人の反対意見も出なかったことに驚きを感じる。

よって、当協議会は、最高裁判所の、岡口判事への本件戒告処分決定に対し、強く抗議するものである。また、裁判官にも表現の自由を始めとする市民的自由を享受できるよう求めるものである。